一般財団法人松山市学校給食会物資共同購入等に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、一般財団法人松山市学校給食会定款施行規則（以下「施行規則」という。）第２条第１号に定める学校給食用物資の共同購入（以下「共同購入」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（取扱物資）

第２条　共同購入を行う物資は、学校給食に要する諸物資（国庫補助物資を除く。以下「物資」という。）とする。

（物資の購入）

第３条　物資は、一般財団法人松山市学校給食会の指定する学校給食用物資の納入業者（以下「指定納入業者」という。）から購入する。

（指定納入業者の選定）

第４条　学校給食用物資の納入を希望する者は、学校給食用物資納入業者登録申請書及び誓約書（第１号様式）に別表１に掲げる書類を添えて、一般財団法人松山市学校給食会（以下「給食会」という。）に申し込むものとする。

２　指定納入業者の募集は、２年毎に実施するものとする。ただし、指定納入業者が廃業等により、給食用物資の納入に支障をきたす恐れがある場合は、期間の途中で募集を行うことができるものとする。

３　指定納入業者の選定は、一般財団法人松山市学校給食会物資共同購入に関する競争入札参加者登録資格審査要綱（以下「要綱」という。）第２条第２項に定める基準によるものとし、審査方法は、書類審査及び実地調査とする。

（業者選定委員会）

第５条　施行規則第９条に定める業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、指定納入業者を審査選定し、会長に答申するものとする。

（業者の登録）

第６条　理事会は、選定委員会から答申された業者について審査し、指定納入業者を決定する。

２　会長は、指定納入業者を登録簿（第２号様式）に記載し、登録証書（第３号様式）を交付するものとする。

３　前項の登録期間は、２年とする。ただし、第４条第２項ただし書による登録期間は、残余期間とする。

４　指定納入業者は、契約書の各条項に従い契約を履行するとともに、別表２の指定納入業者心得を遵守しなければならない。

（物資）

第７条　物資を第一種物資と第二種物資に区分する。
２　前項の第一種物資とは、別表３に掲げるものとする。
３　第１項の第二種物資とは、別表４に掲げるものとする。
（購入方法）
第８条　物資の購入は、指定納入業者の競争入札又は随意契約により行う。
（競争入札）
第９条　競争入札は、第一種物資及び第二種物資の中で、価格に常時変動があるものについては毎月、その他については学期ごとに行う。
２　入札に参加する業者に対し、必要と認めるときは見本を提示させ、納入する物資は提示したものか、あるいは提示した物資と同等のものでなければならない。
３　落札は、見積価格の最も低いものとする。ただし、冷凍魚介類等、味等を検証する必要のある物資については、見積価格及び見本の試食等により施行規則第１１条に定める入札会委員の意見を聞いて決定するものとする。
（随意契約）
第１０条　次に掲げる理由がある場合には、随意契約により、必要な物資の購入ができる。
(1)　入札参加業者が１業者しかいないとき。
(2)　１業者で全ての松山市学校給食共同調理場（以下「調理場」という。）に納品することができないとき。
(3)　購入しようとする物資の調達が、災害等により緊急を要する場合や特殊な物資であるとき。
(4)　特別な技術を要する場合で、有資格者の中から選定することができないとき。
(5)　会長が物資の選定等に時間的余裕がないと認めたとき。
２　青果物及び肉類については、指定納入業者の見積もり等を参考に給食会が納入価格を決定する。また、各指定納入業者は、給食会が決定した納入価格で指定された調理場へ納品するものとする。
３　青果物及び肉類を除く第１項第２号に該当する物資については、各指定納入業者は、納入指定業者の最低見積もり額で指定された調理場に納品するものとする。
（発注）
第１１条　物資の発注は、文書（ファックスを含む。）により行うものとする。
（物資の納入）
第１２条　指定納入業者は、発注を受けた物資のうち、青果物・肉類・かまぼこ・豆腐・うどん・冷凍食品等、当日の指定時刻までに納入しなければならない。なお、前日納入しても支障のないものについて、調理場又は学校の責任者の了解を得た場合は前日の午後４時までに納入することができる。
２　指定納入業者は、物資を納入する際、納入伝票を現品とともに調理場へ提出するものと

し、受領書はその場で受領者の記名捺印を得て保管するものとする。

３　納入した物資の品質数量等に不都合がある旨、給食会又は学校等から連絡があったときは、直ちに取り替えるなど迅速に対応するとともに、事後処理について給食会の指示に従うものとする。

（物資の検収）

第１３条　物資が搬入されたときは、調理場又は学校の責任者は、品名、品質、数量等を確認して受領するものとする。

２　納入物資の品質数量等に不備なものがあった場合、調理場又は学校の責任者は、直ちに給食会へ連絡してその指示に従わなければならない。

（天災等の扱い）

第１４条　天災等により学校が臨時休業となるなど、給食の実施が不可能となるときは、指定納入業者は、物資の納入を中止し、既に納入している物資は、指定納入業者の方で回収し、その損失は指定納入業者が負担するものとする。

（代金の支払い）

第１５条　指定納入業者は、毎月請求書をまとめて当該月の末日までに給食会へ提出するものとする。

２　給食会は、業者からの請求書に基づき各学校別の請求明細書を作成し、翌月の５日（３月にあっては当該月の２０日）までに保健体育課長及び調理場所長宛に送付するものとする。

３　調理場所長は、前項の明細書と伝票の照合確認を行うものとする。また、保健体育課長は翌月末日の前日（当日が金融機関の休業日の場合は前営業日、３月にあっては、当該月の末日）までに給食会指定の銀行口座に物資代金を振り込むものとする。

４　給食会は、毎月指定日に物資代金を納入業者へ支払うものとする。

（入札参加の制限）

第１６条　会長は、次の各号の一に該当すると認められた者については、その事実があった後、２年間競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

⑴　契約の履行にあたり、製造を粗雑にし、又は物資の品質（見本と異なる物資）、若しくは数量に関して不正の行為をした者

⑵　競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

⑶　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

⑷　監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

⑸　正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

⑹　前各号の一に当該する事実があった後、２年を経過しない者を契約の履行に当たり、

代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

２　会長は、異物の混入について給食会の改善要望にかかわらず、その改善が見られないと認められた指定納入業者については、その事実が発生した後、１か月～３か月間入札に参加させないことができる。

（登録の取消等）

第１７条　会長は、指定納入業者が次の各号の一に該当すると認められる者については、学校給食用物資納入の一時停止又は登録の取り消しを行うことができるものとする。

(1)　要綱第２条第２項に定める基準を満たさなくなったとき。

(2)　第６条第４項に定める事項を履行しなかったとき。

(3)　給食会に損害を与え、又は学校給食の運営に支障を来したとき。

（補則）

第１８条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付則

この規程は、令和４年４月１日から適用する。

第１号様式　（要提出）

令和　　年　　月　　日

令和　・　年度 学校給食用物資納入業者
登録申請書及び誓約書

一般財団法人松山市学校給食会　様

登録番号　　　　　　会社・商店名

所在地

代表者名(役職名及び氏名)

実印

TEL　　　(　　)　　　FAX　　　(　　)

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの間において、一般財団法人松山市学校給食会で発注される物資の売買契約にかかる競争 （見積）入札に参加する資格の審査を関係書類に添えて申請します。

なお、この申請書の記載事項及び添付書類について、事実と相違ないことを誓約します。本書の記載事項に虚偽がある場合は、資格を取り消されても異議ありません。また、一般財団法人松山市学校給食会の物資競争入札及び見積参加業者として登録を受けましたうえは、法令及び契約条項を厳守し誠実に取引を履行することを誓約いたします。

なお、取引にあたり下記事項の行為があった場合は、即時資格を取り消され、又は停止されても異議はありません。

記

1　契約の履行に際し、不正の行為をしたとき
2　競争入札又は見積において、公平な執行を妨げ、適正な価格の成立を妨害し、不正の利益を得るために連合したとき
3　他の業者の契約履行に際し、直接又は間接に妨害したとき
4　入札、見積、契約及び検査について、担当職員の指示に従わないとき
5　契約を完全に履行しないとき

第２号様式

令和　・　年度　学校給食用物資納入業者登録一覧表

一般財団法人松山市学校給食会

Ｎｏ．	登録番号	業者名	〒番号事業所所在地	ＴＥＬ	ＦＡＸ	代表者名	取扱物資	備　考
１	１０１							
２	１０２							

第３号様式

登録番号　　　　　号

登　　録　　証　　書

様

貴社（店）を令和　・　年度本会の指定する学校給食用物資納入業者として登録する。

令和　　年　　月　　日

一般財団法人松山市学校給食会　印

記

1. 登録期間
令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日

2. 登録業種

別表１

	添　付　書　類	摘　　　　要
1	納税証明書（松山市発行） （発行３か月以内、コピー不可）	（過去に税の未納がないこと）
2	納税証明書（税務署発行） （発行３か月以内、コピー不可）	（過去に税の未納がないこと）
3	印鑑証明書 （発行３か月以内、コピー不可）	（イ）法人の場合・・法務局発行 （ロ）個人の場合・・届出の市町村発行
4	登記簿謄本または全部証明 （発行３か月以内、コピー不可）	法務局発行（商業登録） ・個人の方でも登記があれば添付してください。
5	許可書	食品衛生法より、営業許可を要する業種にあっては、「営業許可書」の写し等の資料
6	保健所の食品衛生監視票	最新のものの写しを添付
7	最近の決算書 税の申告書	法人の場合……決算書（コピー可） 個人の場合……確定申告書と収支内訳書又は青色申告決算書（コピー可）

別表２

指定納入業者心得

1　学校給食の趣旨をよく理解し、その円滑な実施に協力すること。

2　常に経営状態を良好に維持し、社会的信用を高めるよう努力するとともに業者間等のトラブルを起こさないこと。

3　従業員の態度や心身の保健衛生の指導に努め、給食会から指示した要領で定期的に検便を実施し、結果を報告すること。

4　製造工場、販売店、保管所、使用容器、輸送車両等の衛生状態を常に良好に維持管理すること。

5　輸送には最適な車を完備するとともに、納入期日及び時刻を厳守すること。

6　納品は見本と異なったり粗悪なものであったりしないよう、常に学校給食の趣旨に沿うものであること。

7　天災等で学校が臨時休業となるなど、給食の実施が不可能となるときは、物資の納入を中止し、既に納入している物資は、指定納入業者の方で回収し、その損失は指定納入業者が負担すること。

8　前各号の条件に違反した場合は、指定納入業者としての登録を取り消されても不服を申し立てないこと。

別表３

第一種物資一覧表

○規格、品質等が商品によって差の少ないもの。

食用油、チーズ、砂糖、小麦粉、マーガリン等とする。

その他、これらと類似するもので、規格、品質の差が少ないもの。

別表４

第二種物資一覧表

○価格の他に味、品質等の考慮が必要なもの。

食肉、缶詰、冷凍食品、調味食品、乾燥食品、塩蔵食品、漬物、雑穀、乳製品、冷菓等とする。

その他、これらと類似するもの。